

中標津町自治基本条例見直しに関する答申書

令和3年10月

中標津町自治推進会議

1 はじめに

中標津町自治基本条例は、平成12年の地方分権一括法施行により、国と地方の関係が「上下・主従」から「対等・協力」の関係に転換されたことから、地方分権社会に対応し自己責任、自己決定及び協働による行政運営を進めるためのルールとして、町民の役割、議会及び行政の役割・責務を明確にするとともに、自治の基本原則が「情報共有」「町民参加」「協働」と明らかにした町の憲法というべき「最高規範」として平成24年4月に施行され、今年で10年目を迎えました。

施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに行うことと本条例第37条に規定されている「条例の見直し」に基づく、条例施行後初となる前回の見直しは、平成28年10月に町長より諮問を受け検討を行った結果、町民・議会・行政が一体となり約2年半という長期間の議論を重ね決められた条文であること、及び条例施行以降においては社会経済情勢の大きな変化や上位法の改正等によって影響を受ける条項がないことから、特に修正、変更の必要はないという結論に至り、意見として本条例の更なる推進に向けて取り組むべき課題を付した上で、平成29年2月にその旨を答申したところであります。

条例施行後2回目となる今回の見直しは、前回の見直しから5年目を迎えることから、令和3年4月14日に町長から諮問を受け、見直しの検討を行いました。

2 中標津町自治基本条例の見直しの検討結果について

現在の中標津町自治推進会議は平成29年12月に設置され、公募委員1名を含め7名で構成し、前回の見直し時に本条例の更なる推進に向けて取り組むべき課題として付された意見である、(1)自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」の推進、(2)中標津町自治基本条例を多くの町民に浸透させる取り組みについて、を重要視しながら各委員の専門分野からの視点により、本条例第38条に規定されている「町民参加の状況」及び「条例の運用状況」の検証に加え、全ての条文について検証作業を行うなど、自治推進会議での見直しの検討のほかに自主的な勉強会も重ね検討した結果として、条例の見直しを求める事項、及び引き続き検討を行っていただきたい課題を意見として取りまとめましたので、以下のとおり答申します。

(1) 条文の見直しを求める事項

平成28年に公職選挙法が改正され、選挙年齢を満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたこと、また平成30年には民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行となることから、条例における青少年及び子どもの定義について、社会情勢の変化に合わせる必要があるとの見解に至り、条文から年齢の定義を削り、青少年及び子どもの定義を幅広く読み取れる表記とすることが望ましいとの検討結果により、次のとおり条文を見直すよう求めます。

現 行	見 直 し 案
第8条 議会及び行政は、 <u>満20歳未満</u> の青少年及び子どもに対し、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町民参加の機会を確保します。	第8条 議会及び行政は、青少年及び子どもに対し、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町民参加の機会を確保します。

(2) 引き続き検討を行っていただきたい課題

(1)の条文の見直しを求める事項に加え、中標津町自治基本条例の更なる推進に向けて、前回の見直し時にも意見された自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」の推進について、引き続き検討を行っていただくこと、また、現在の自治推進会議が設置されてからこれまでの5年間で取り組んできた、中標津町自治基本条例がどれだけ町民に浸透しているかを確認するための独自アンケート調査の実施や、町広報紙を活用した全条文の解説掲載などの周知啓発活動、町議会及び全町内会連合会役員との対話による意見交換会などは今後も継続していただきたいとのことで一致しており、次回見直しまでの5年間ににおいても、更に様々な手法により中標津町自治基本条例を多くの町民に浸透させるための取り組みの推進について、引き続き検討を行っていただきたい課題として意見します。

①「情報共有」

行政及び議会が広報紙やホームページ、SNS、FMコミュニティ放送の活用など、多様な媒体により積極的に情報の発信に努めていますが、全ての町民にその情報が行き渡っているかという疑問が残り、理由として情報を受け取る側の町民も自ら情報を取得する姿勢が欠けていることが推察されることから、問題点等を洗い出し、双方向の情報共有がスムーズに行える体制を整備する必要があると思われます。

②「町民参加」

条例で規定されている町民参加の機会の確保については、引き続き町民が参加できる機会について、広く周知を行い参加しやすい手法・場所・日時にするなど、積極的に参加できる環境を整える必要があると思われます。

③「協働」

令和2年8月に全町内会連合会から町長に対し提出された、中標津町自治基本条例に照らし、町内会活動活性化の必要性を訴えられた「要望書」の要望内容の一つに、中標津町自治基本条例の見直しの検討も盛り込まれていたことを受け、今回の見直しの最重要事項として検討した第4章「町内会及び町民活動団体」について、「町内会」と「町民活動団体」を一括りにせず、それぞれ定義付けを行い、役割を明確にするなど活動の強化を図るよう促すべきとの意見も出たところであり、全町内会連合会役員との対話による意見交換も実施し検討を重ねたところでもあります。

結果としては、現時点ではコロナ禍の影響などもあり、「要望書」を提出いただいた全町内会連合会側との対話が不足していること、また、全町内会連合会側も「要望書」提出後において、自らの対応についての検討が不足していることや自治や共助の取り組みを共通した目的とするなど、将来的にどういう方向に進むべきか調整するには時間を要することなどから、今回は見直しを見送ると整理したところでもありますので、新たな任期、体制で設置される次期自治推進会議において継続審議していただきたいと考えます。

④「その他」

今回の見直し検討作業において、全町内会連合会役員のほか、町議会との対話による意見交換会も実施したところでもあります。

町議会側から自治推進会議に対し、議会として検討した結果が寄せられ、議会に関する条文の見直しは必要ないとの報告を受けていますが、解説書の一部見直しが提案されたところであり、他にも解説書を見直した方が良い箇所が散見されたことから、解説書の全体的な見直しを早急に行う必要があると考えます。

以上